

海岸林保護団体活動支援事業実施要領

1 趣 旨

海岸林は、防潮、防風の機能があり、また津波被害を軽減する効果も期待されるなど、地域住民の暮らしに密接にかかわる働きを持っています。

こうしたかけがえのない海岸林を将来にわたり健全に守り育てていくためには、地域の方々が積極的に保全活動に取り組むことが大切です。

地域住民等からなる団体が、松くい虫等の被害対策や松林の再生、下草の刈払い、ゴミの除去などの海岸林保護活動を行う場合、その活動を支援します。

2 助成の対象となる活動の内容

海岸林において実施する次の活動とする。

なお、年間、3回以上活動することを必須とする。

1) 海岸林の保育作業

植栽、防風垣、堆砂垣の設置、下草刈り、除伐・間伐、枝落し作業
松くい虫防除、歩道整備等

2) 不法に投棄されたゴミ等の撤去

3 助成対象団体

次の全ての条件を満たす団体とする。

- 1) 主に海岸林の保護に取り組む自治会、市民グループ等の非営利団体
- 2) 構成員（会員など）が10人以上の団体

4 助成対象経費及び助成額

助成対象経費及び助成額（限度額）は「別表」のとおりとする。

なお、同一年度に「県民参加の森づくり推進事業」及び「森づくりグループ活動支援推進事業」の助成を受けて行う活動と重複しないこと。

5 助成金の交付の申請

この事業による助成を希望する団体（以下「助成希望団体」という。）は、交付申請書（様式1）を公益財団法人静岡県グリーンバンク理事長（以下「理事長」という）に提出するものとする。

また、助成希望団体の責任において、前年度の3月1日から事業を実施できるものとし、助成金の交付の申請において、実施済の事業についても交付の対象として申請できるものとする。

なお、助成申請書を審査した結果、実施済の事業が交付金の対象とならない場合があっても異議を申し立てないこと。

- 1) 提出書類 各1部
 - ① 交付申請書(様式1)
- 2) 提出期限: 別に定める日まで

6 交付の決定及び通知

理事長は、5により提出された助成申請書等の内容を審査し、適正と認められる場合は、予算の範囲内で助成額を決定し、助成希望団体に通知する。

なお、助成金の申請総額が予算額を超える場合は、申請額から減額して助成額を交付決定することがある。

7 助成金交付の条件

理事長は、交付の決定において、助成金の交付に関する条件を付することができる。

助成金交付の決定を受けた団体(以下「助成決定団体」という。)は、助成対象となる活動を中止又は廃止しようとする場合には、あらかじめ理事長の承認を受けるものとする。

8 活動の情報発信

この事業は緑の募金を活用していることから、助成決定団体は活動に当たって「緑の募金の幟」を設置するとともに、自らも情報発信に努めること。

また、助成決定団体は、グリーンバンクからの要請に応じて、グリーンバンクだより、緑の募金だより等用の被写体の了解が得られた写真データを提出すること。

9 実績の報告

助成決定団体は、助成対象の活動完了後、実績報告書(様式2)等を理事長に提出するものとする。

- 1) 提出書類 各1部
 - ① 実績報告書(様式2)
 - ② 支出明細がわかる領収書等の写し
 - ③ 活動成果の整理表(様式7)
 - ④ 活動の状況写真(最低1枚は「緑の募金の幟」と活動の状況が写っていること)
 - ⑤ その他、参加者募集チラシ、新聞記事等

2) 提出期限

活動完了の日から15日以内、又は助成金の交付の決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までとする。

なお、止むを得ず2月末日まで活動を行う場合は、「活動の実績表」にはその活動計画を記載するものとする。ただし、助成金にかかる支出は2月15日までに完了させるものとする。

10 助成金の額の確定

理事長は、9により提出された実績報告書等の内容を確認し、本要領等において助成対象として認められる経費について助成金額を確定するものとする。また、確定した助成金額が交付決定額と同額の場合は、確定通知を省略することができる。

助成対象として認められない経費や証拠書類等で確認できない支出等がある場合は、決定額を減額して助成額を確定するとともに、前払いを行っている場合は、助成決定団体に対し返還を求めるものとする。

11 助成金の交付

理事長は、5の交付申請書及び9の実績報告書に記載された請求額を支出するものとする。

なお、6により決定した助成額又は9により確定した助成額が請求額と異なる場合は、決定又は確定した助成額を支払うものとする。

附 則

この要綱は、平成24年度事業から適用する。

この改正は、平成27年度から適用する。

この改正は、平成28年度から適用する。

この要領は、平成29年度事業から適用する。

この要領は、平成30年度事業から適用する。

この要領は、平成31年度事業から適用する。

この要領は、令和2年度事業から適用する。

この要領は、令和3年度事業から適用する。

この要領は、令和4年度事業から適用する。

この要領は、令和5年度事業から適用する。

この要領は、令和6年度事業から適用する。

この要領は、令和7年度事業から適用する。

「別表」 【海岸林保護団体活動支援事業】

1 助成の対象となる経費

助成金の対象となる経費の詳細は、「緑の募金による助成金交付事業の細部取扱い」を参照のこと。

科目	区分	摘要
保護活動費 その他の活動費	苗木代 指導者謝金 借上げ料 保険料 通信費 消耗品費 枝条・ゴミ処理費	外部の講師・指導者 車両等 傷害保険、ボランティア保険等 切手、振込料 救急薬品等 処分費、処分のための運搬費
資機材費	器具・資材購入費	チェーンソー、草刈り機 鎌、鉋、のこぎり、くわ、ヘルメット、苗木の支柱等 虫害防除薬剤等

※ チェーンソー等を購入する場合の助成の上限額は次のとおり

- a チェーンソー : 50千円/台 (差額は活動団体負担)
- b 刈り払い機 : 35千円/台 (差額は活動団体負担)
- c その他の機械 : 30千円/台 (差額は活動団体負担)

2 助成の限度額

一団体当たり助成額は、次のとおりとする。

年間活動回数	助成限度額	静岡森づくり貢献制度認定団体、かつ、「森づくり県民大作戦」参加3回以上の加算額
3回以上～10回未満	10万円	5万円
10回以上～	15万円	5万円